検討中の内容を含みます

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ＷＴ（第２回）
令和８年11月６日　【資料３】

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ＷＴ（第２回）

第２回合同ＷＴの検討概要

令和８年11月６日
事務局提出資料

1．第2回合同WTにおける検討論点

○　第2回合同WTで検討する論点は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連個所	改定時期
1	補装具費支給決定情報の障害福祉DBへの連携対応の検討	制度改正	2－13頁	令和9年1月 ※No.2の検討状況により令和9年3月の可能性がある
2	一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討	制度改正以外	14－19頁	

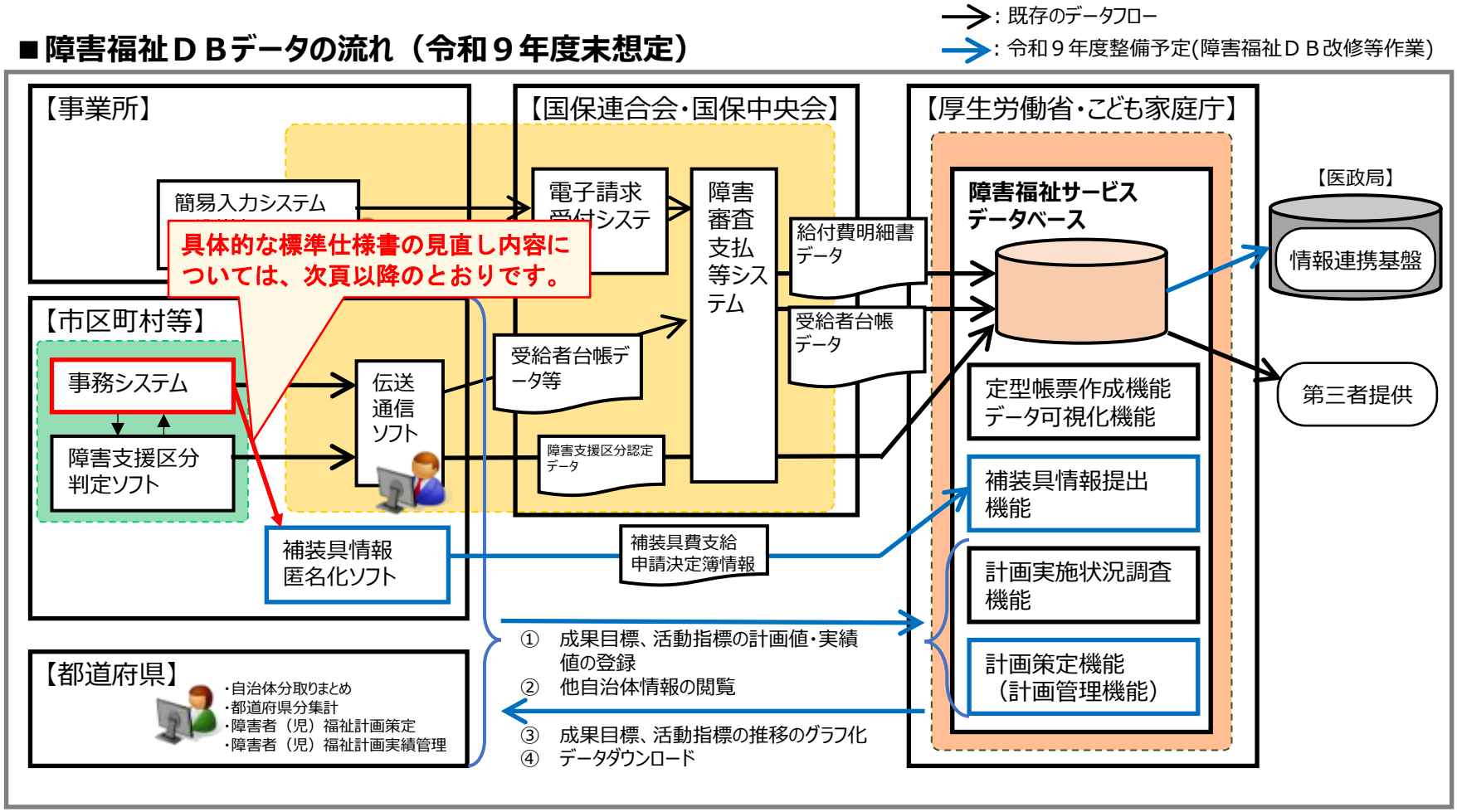
※1　標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた標準仕様書の見直しについて、20－24頁に記載しています。

※2 「令和9年度報酬改定に向けた対応の検討」については、障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける検討状況等を踏まえ、今後、必要な情報を提供する予定です。

2. 検討論点1の対応概要について(1/11)

○ 検討論点1「補装具費支給決定情報の障害福祉DBへの連携対応の検討」は、令和10年度以降に補装具費支給決定情報を第三者提供できる仕組みを構築することが検討されており、そのために自治体から補装具費支給決定情報を障害福祉DBへ連携する必要があることから、必要となる機能等について標準仕様書を見直しています。

■障害福祉ＤＢデータの流れ（令和９年度末想定）



【出典】 令和9年度各部局の概算要求参考資料「令和9年度概算要求の概要（障害保健福祉部）」 一部改変

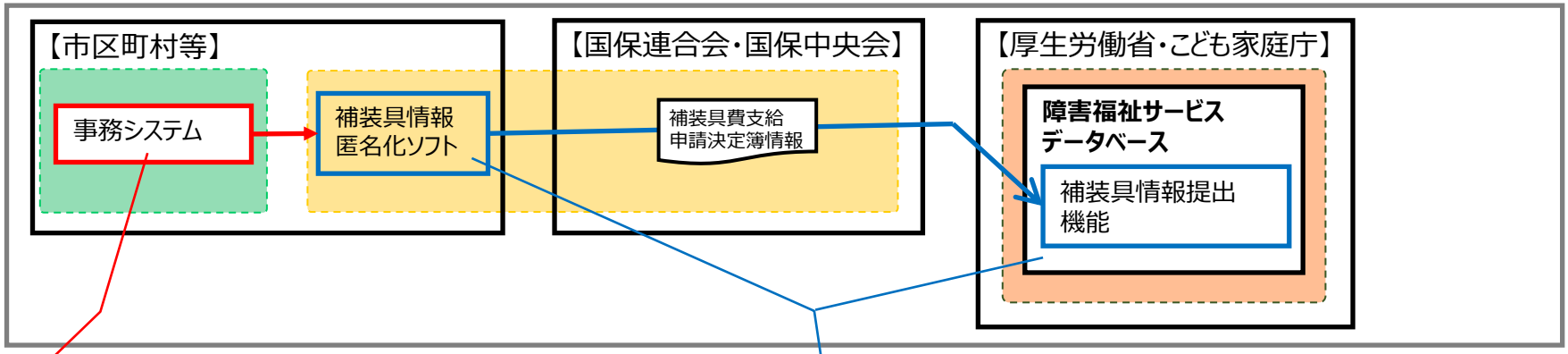
2. 検討論点1の対応概要について(2/11)

検討中の内容を含む

○ 障害者福祉システムと障害福祉DB(補装具情報匿名化ソフト)の連携仕様の規定関係について、障害福祉DB(補装具情報匿名化ソフト)は外部システムとなるため、仕様の詳細は障害福祉DBにおける「補装具情報連携_IF仕様書」に規定することとし、概要は以下のとおりです。なお、今後の検討状況により標準仕様書【第6.1版】案及び「補装具情報連携_IF仕様書」を見直す可能性があります。

※ 障害者自立支援給付支払等システムにおける「インタフェース仕様書」や障害支援区分判定ソフトにおける「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」と同様の規定関係となります。

■障害福祉ＤＢデータの流れ（令和９年度末想定）



標準仕様書に規定する内容の概要は以下のとおりです。
・補装具情報匿名化ソフトに取り込むための補装具費支給決定情報ファイルを作成する機能の追加
・補装具情報匿名化ソフトに取り込む項目のうち、現状の標準仕様書の規定で追加・修正が必要な管理項目の見直し
・上記に付随する標準仕様書の見直し

「補装具情報連携_IF仕様書」の規定する内容の概要は以下のとおりです。
・初回連携・運用開始後の差分連携仕様
・差分連携時の更新パターン
・削除・支給取消の取扱い
・ファイル構成・ファイル命名
・CSV項目定義書　等

CSVファイルの項目は、補装具費支給申請決定簿のうち必要な項目、匿名化するために必要な項目及び障害福祉ＤＢや補装具情報匿名化ソフトで必要とする項目となりますが、具体的な項目は「補装具情報連携_IF仕様書」のCSV項目定義書をご確認ください。

2. 検討論点1の対応概要について(3/11)

検討中の内容を含む

○ 現時点において、以下のとおり標準仕様書を見直しています。障害福祉DB側において、引き続き、連携項目等について検討しているため、今後、標準仕様書の見直し内容は修正される可能性があります。

No	対応内容				適合基準日
1	11.補装具	機能・帳票要件	機能ID:0221080から0221431に修正	管理項目「迅速判定有無」を追加	令和10年4月1日
2			機能ID:0221082から0221432に修正	管理項目「性別」を追加	令和10年4月1日
3			機能ID:0221304から0221441に分割	管理項目「廃止日」、「廃止理由コード」について、「廃止日」を標準オプションから実装必須に変更	令和10年4月1日
4			機能ID:0221304から0221442に分割		－
5			機能ID:0221418から0221433に修正	管理項目「適合判定日」の実装区分を標準オプションから実装必須に変更	令和10年4月1日
6			機能ID:0221434を追加	障害福祉DBにアップロードするための補装具費支給決定情報ファイルの作成機能を追加	令和10年4月1日
7			機能ID:0221419、0221420から0221435に修正	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できる機能について、管理項目「迅速判定有無」の追加や「適合判定日」の実装必須化に伴い、1つの機能に統合	令和10年4月1日
8		帳票詳細要件	帳票ID:0220211　01.調査書	「申請の種類」欄に管理項目「迅速判定有無」からの印字要件を追加	令和10年4月1日
9			帳票ID:0220212　02.判定依頼書		令和10年4月1日
10		帳票レイアウト	帳票ID:0220211　01.調査書	「申請の種類」欄の枠を広げる修正	令和10年4月1日
11			帳票ID:0220212　02.判定依頼書		令和10年4月1日

「補装具費支給事務取扱指針」（令和６年３月29日）において「迅速判定の有無」が追加されていますが、標準仕様書第6.0版に反映されていないため、障害福祉ＤＢへの連携対応に合わせて見直しています。

令和10年度以降に補装具費支給決定情報を第三者提供できる仕組みを検討していることから、適合基準日は「令和10年４月１日」としています。

2. 検討論点1の対応概要について(4/11)

検討中の内容を含む

○ No.1の管理項目「迅速判定有無」の追加については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~11.補装具~~	~~11.1.台帳管理機能~~	~~11.1.2.~~	修正	~~0221080~~	~~以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、申請受付番号 ※1　補装具名に関しては国より発出されている「補装具種目名称別コード一覧表」での管理を基本とするが、自治体毎に任意のコード・名称で管理することも問題はない。ただし、副本登録時には「補装具種目名称別コード一覧表」の対応するコードに変換して副本データを作成すること ※2　用具上限額について、完成用部品を扱う補装具は合計価格にて管理できること ※3　借受けの意向有無に関しては、申請種別が「購入」の場合、必要に応じて更生相談所での判定が適切に実施できるよう対象者へ意向の確認を実施し管理 ※4　補装具名は補装具種目マスタ情報から取得できること ※5　取扱事業者は補装具事業者マスタ情報から取得できること~~	~~◎~~	~~【管理項目】用具上限額とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）」で示される額となる。 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「迅速判定有無」項目を追加していることから、当該機能IDを欠番とする。~~	~~【第6.1版】機能ID：0221431に修正~~	~~令和8年4月1日~~
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	修正	0221431	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、申請受付番号、迅速判定有無 ※1　補装具名に関しては国より発出されている「補装具種目名称別コード一覧表」での管理を基本とするが、自治体毎に任意のコード・名称で管理することも問題はない。ただし、副本登録時には「補装具種目名称別コード一覧表」の対応するコードに変換して副本データを作成すること ※2　用具上限額について、完成用部品を扱う補装具は合計価格にて管理できること ※3　借受けの意向有無に関しては、申請種別が「購入」の場合、必要に応じて更生相談所での判定が適切に実施できるよう対象者へ意向の確認を実施し管理 ※4　補装具名は補装具種目マスタ情報から取得できること ※5　取扱事業者は補装具事業者マスタ情報から取得できること	◎	【管理項目】用具上限額とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）」で示される額となる。 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「迅速判定有無」項目を追加していることから、当該機能IDに修正している。	【第6.1版】機能ID：0221080から修正	令和10年4月1日

修正前の機能ID：0221080を削除しています。

管理項目「迅速判定有無」を追加しています。

2. 検討論点1の対応概要について(5/11)

検討中の内容を含む

○ No.2の管理項目「性別」の追加については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。 【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~11.補装具~~	~~11.1.台帳管理機能~~	~~11.1.3.~~	修正	~~0221082~~	~~対象者情報を管理できること。~~ ~~【管理項目】~~ ~~個人番号~~ ~~宛名番号~~ ~~世帯番号~~ ~~氏名~~ ~~氏名カナ~~ ~~英字名~~ ~~通称名~~ ~~通称名カナ~~ ~~氏名優先区分コード~~ ~~郵便番号~~ ~~住所~~ ~~住所方書~~ ~~生年月日~~ ~~※１　個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む~~ ~~※２　電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする~~	~~◎~~	~~【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「性別」項目を追加していることから、当該機能IDを欠番とする。~~	~~【第6.1版】機能ID：0221432に修正~~	~~令和8年4月1日~~
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	修正	0221432	対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 氏名カナ 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所 住所方書 生年月日 性別 ※１　個人番号、住基情報で保持している管理項目は、他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※２　電話番号、携帯番号は障害者福祉共通での管理とする ※３　性別は”その他”も管理できること	◎	【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「性別」項目を追加していることから、当該機能IDに修正している。	【第6.1版】機能ID：0221082から修正	令和10年4月1日

修正前の機能ID：0221082を削除しています。

管理項目「性別」を追加しています。

2. 検討論点1の対応概要について(6/11)

検討中の内容を含む

○ No.3、4の管理項目「廃止日」の実装区分の変更については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。 【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~11.補装具~~	~~11.1.台帳管理機能~~	~~二~~	分割	0221304	~~補装具の作成中や修理中、また、借受の場合で借受期間中に転出や死亡により廃止となった場合以下の情報を管理できること。~~ ~~【管理項目】~~ ~~廃止日~~ ~~廃止理由コード~~	~~○~~	~~【第3.0版】検討会での議論の結果、当該要件を追加~~ 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「廃止日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正していることから、当該機能IDを欠番とする。	【第6.1版】機能ID：0221441、0221442に分割	~~二~~
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	分割	0221441	補装具の作成中や修理中、また、借受の場合で借受期間中に転出や死亡により廃止となった場合以下の情報を管理できること。 【管理項目】 廃止日	◎	【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「廃止日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正している。	【第6.1版】機能ID：0221304から分割	令和10年4月1日
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	分割	0221442	機能ID：0221441 に以下も加えること。 【管理項目】 廃止理由コード	○	【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「廃止日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正しているが、「廃止理由コード」は標準オプション機能から修正していないため、機能を分割している。	【第6.1版】機能ID：0221304から分割	－

修正前の機能ID：0221304を削除しています。

管理項目「廃止日」について、標準オプションから実装必須に変更しています。

管理項目「廃止理由コード」については、標準オプションから変更していません。

2. 検討論点1の対応概要について(7/11)

検討中の内容を含む

○ No.5の管理項目「適合判定日」の実装区分の変更については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~11.補装具~~	~~11.1.台帳管理機能~~	~~＝~~	修正	~~0221418~~	~~補装具担当職員の立会いのもと適合判定を行った日付を管理できること。~~ ~~【管理項目】~~ ~~適合判定日~~	~~○~~	~~当該管理項目は補装具の適合判定時に支給券に記載する判定年月日を管理する項目であり、必ずしもシステムで管理する必要がある項目ではないが、様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の適合判定日として管理する運用を考慮し、標準オプション機能としている。~~ ~~【第5.0版】検討会での議論の結果、機能要件の追加~~ 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「適合判定日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正していることから、当該機能IDを欠番とする。	~~【第6.1版】機能ID：0221433に修正~~	~~＝~~
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	修正	0221433	補装具担当職員の立会いのもと適合判定を行った日付を管理できること。 【管理項目】 適合判定日	◎	当該管理項目は補装具の適合判定時に支給券に記載する判定年月日を管理する項目であり、必ずしもシステムで管理する必要がある項目ではないが、様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の適合判定日として管理する運用を考慮し、標準オプション機能としている。 【第5.0版】検討会での議論の結果、機能要件の追加 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「適合判定日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正していることから、当該機能IDに修正している。	【第6.1版】機能ID：0221418から修正	令和10年4月1日

修正前の機能ID：0221418を削除しています。

標準オプションから実装必須に変更しています。

2. 検討論点1の対応概要について(8/11)

検討中の内容を含む

○ No.6の障害福祉DBにアップロードするための補装具費支給決定情報ファイルの作成機能の追加については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。 【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
11.補装具	11.1.台帳管理機能	－	新規追加	0221434	補装具情報匿名化ソフトに取り込むための補装具費支給決定情報ファイルを作成できること。 ※　ファイル仕様は「補装具情報連携 IF仕様書」に準拠すること	◎	【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために、事前に補装具情報匿名化ソフトに取り込むために必要となる情報ファイルを作成する必要があることから、当該機能を追加している。	【第6.1版】標準化検討会における検討により追加	令和10年4月1日

障害者自立支援給付支払等システムや障害支援区分判定ソフトの外部システムとの連携機能と同様の書きぶりで補装具費支給決定情報ファイルの作成機能を追加しています。
必要な項目やCSVファイルの仕様、作成周期、全件差分等の仕様については、障害福祉DB側で用意する「補装具情報連携 IF仕様書」に明記しています。

2. 検討論点1の対応概要について(9/11)

検討中の内容を含む

○ No.7の様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できる機能について、管理項目「迅速判定有無」の追加や「適合判定日」の実装必須化に伴い、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~11.補装具~~	~~11.2.一覧管理機能~~	~~11.2.2.~~	修正	~~0221419~~	~~様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できること。~~	◎	以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・申請受付月日⇒申請日 ・ケース番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住地⇒対象者情報の住所＋住所方書 ・手帳番号⇒身体障害者手帳の手帳番号 ・購入・借受け・修理の別⇒申請種別（コードから取得） ・判定依頼年月日／判定書受付年月日⇒判定依頼日、判定書受付日 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名（マスタから取得）、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード（マスタから取得） ・補装具事業者名⇒事業者名（マスタから取得） ・基準額⇒基準額 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所得区分（コードから取得） ・引渡月日⇒納入日 ・補装具費支払月日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・借受け期間⇒借受期間開始日、借受期間終了日 【第5.0版】検討会での議論の結果、要件の考え方・理由の内容の見直し 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「迅速判定の有無」を追加していることから、当該機能IDを欠番とする。	【第5.0版】 機能ID:0221114から分割 【第6.1版】機能ID:0221435に修正	~~令和8年4月1日~~
~~11.補装具~~	~~11.2.一覧管理機能~~	~~11.2.2.~~	修正	~~0221420~~	~~様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できること。~~	○	機能ID：0221418に記載した管理項目は標準オプション機能であることから機能ID:0221419とは別で規定し、当該機能は標準オプション機能とする。 以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・適合判定日⇒適合判定日 【第5.0版】検討会での議論の結果、機能要件の追加 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「適合判定日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正していることから、当該機能IDを欠番とする。	【第5.0版】 機能ID:0221114から分割 【第6.1版】機能ID:0221435に修正	―
11.補装具	11.2.一覧管理機能	－	修正	0221435	様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」と同等の情報を一覧で確認できること。	◎	以下は様式例第10号「補装具費支給申請決定簿」の各項目に該当する管理項目となる。 ・申請受付月日⇒申請日 ・ケース番号⇒申請受付番号 ・氏名⇒対象者情報の氏名 ・居住地⇒対象者情報の住所＋住所方書 ・手帳番号⇒身体障害者手帳の手帳番号 ・購入・借受け・修理の別⇒申請種別（コードから取得） ・判定依頼年月日／判定書受付年月日⇒判定依頼日、判定書受付日 ・迅速判定の有無⇒迅速判定有無 ・支給決定日⇒決定日 ・支給番号⇒支給番号 ・補装具の名称および修理部位⇒補装具名（マスタから取得）、修理部位 ・種目名称別コード⇒補装具種目名称別コード（マスタから取得） ・補装具事業者名⇒事業者名（マスタから取得） ・基準額⇒基準額 ・利用者負担額⇒利用者負担額 ・世帯区分⇒所得区分（コードから取得） ・適合判定日⇒適合判定日 ・引渡月日⇒納入日 ・補装具費支払月日⇒支払日 ・支払金額⇒公費負担額 ・借受け期間⇒借受期間開始日、借受期間終了日 【第5.0版】検討会での議論の結果、要件の考え方・理由の内容の見直し 【第6.1版】標準化検討会における検討により、障害福祉DBで匿名化された補装具情報を利用するために必要となる「迅速判定の有無」を追加し、「適合判定日」項目を標準オプション機能から実装必須機能に修正していることから、当該機能IDに修正している。	【第5.0版】 機能ID:0221114から分割 【第6.1版】機能ID:0221419、0221420から修正	令和10年4月1日

統合前の機能ID：0221419を削除しています。

統合前の機能ID：0221420を削除しています。

管理項目「迅速判定有無」を追加しています。

管理項目「適合判定日」を実装必須に変更しています。

2. 検討論点1の対応概要について(10/11)

検討中の内容を含む

○ No.8、10の調査書への管理項目「迅速判定有無」からの印字要件の追加等については、以下のとおり見直しています。

帳票詳細要件（01）

業務	11.補装具	帳票ID	0220211
帳票名称	01.調査書		

通番	システム印字項目	実装項目 必須	実装項目 オプション	実装項目 不可	印字編集条件など
5	申請の種類	●			打ち出し形式 「申請種別コード」により「購入（借受けの意向　○）」又は「借受け」又は「修理」を印字すること。 また、改行後、「迅速判定有無」により「迅速判定　有」又は「迅速判定　無」を印字すること。 （例）購入（借受けの意向　無） 　　迅速判定　有 ※括弧書きの「借受けの意向の○」は、管理項目「借受けの意向有無」の値によって印字し、未登録の場合は括弧書きは印字不要とする。 ~~（例）購入（借受けの意向　○）or 借受け or 修理~~ ~~※括弧書きの借受けの意向の○は、管理項目「借受けの意向有無」の値によって印字すること。管理項目「借受けの意向有無」が未登録の場合は括弧書は印字不要~~

以下の「補装具費支給事務取扱指針」別添様式例第２号を踏まえて見直ししています。

申請の種類	購入（借受けの意向　有・無）　・　借受け　・　修理 ※　迅速判定（有・無）

別添様式例第２号

調　　査　　書

申請年月日	年　　月　　日	申請の種類	

帳票レイアウトの「申請の種類」枠の高さを広げています。

2. 検討論点1の対応概要について(11/11)

検討中の内容を含む

○ No.9、11の判定依頼書への管理項目「迅速判定有無」からの印字要件の追加等については、以下のとおり見直しています。

帳票詳細要件 (02)

業務	11.補装具	帳票ID	0220212
帳票名称	02.判定依頼書		

通番	システム印字項目	実装項目 必須	実装項目 オプション	実装項目 不可	印字編集条件など
19	申請の種類		●		打ち出し形式 「申請種別コード」により「購入（借受けの意向　○）」又は「借受け」又は「修理」を印字すること。 また、改行後、「迅速判定有無」により「迅速判定　有」又は「迅速判定　無」を印字すること。 （例）購入（借受けの意向　無） 　　迅速判定　有 ※括弧書きの「借受けの意向の○」は、管理項目「借受けの意向有無」の値によって印字し、未登録の場合は括弧書きは印字不要とする。 ~~（例）購入（借受けの意向　○）or 借受け or 修理~~ ~~※括弧書きの借受けの意向の○は、管理項目「借受けの意向有無」の値によって印字すること。管理項目「借受けの意向有無」が未登録の場合は括弧書は印字不要~~

「調査書」に合わせて、「申請の種類」欄に迅速判定の有無を印字することとしています。

別添様式例第３号

送付先

第　　号
年　　月　　日

判　定　依　頼　書

身体障害者更生相談所長　様

市　町　村　長　印

下記の者に対する補装具の判定を依頼します。 固定文言１

対象者	フリガナ		生年月日	
	氏名			
	住所			
身体障害者手帳	手帳番号		等級	
	交付日		再交付日	
障害名				
申請の種類				

帳票レイアウトの「申請の種類」枠の高さを広げています。

（参考）補装具費支給申請決定簿（補装具費支給事務取扱指針R8.3.30）

別添様式例第１０号

補　装　具　費　支　給　申　請　決　定　簿

申請受付月日	ケース番号	氏名	居住地	手帳番号	購入・借受け・修理の別	判定依頼年月日 判定書受付年月日	迅速判定の有無	支給決定月日	支給番号	補装具の名称及び修理部位	種目名称別コード	補装具事業者名	基準額	利用者負担額	世帯区分	適合判定月日	引渡月日	補装具費支払月日	支払金額	借受け期間
							有 ・ 無													

「迅速判定の有無」については、「補装具費支給事務取扱指針」が令和６年３月29日に改正された際に追加されていますが、標準仕様書第6.0版には反映されていません。

3. 検討論点2の対応概要について(1/6)

○　検討論点2「一部機能経過措置の対象機能等の標準化基準上の取扱いに係る検討」は、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において令和9年度末までに所要の検討を行うとされていることを踏まえて、一部機能の経過措置となった対象機能等について検討します。

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2.（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

○　また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

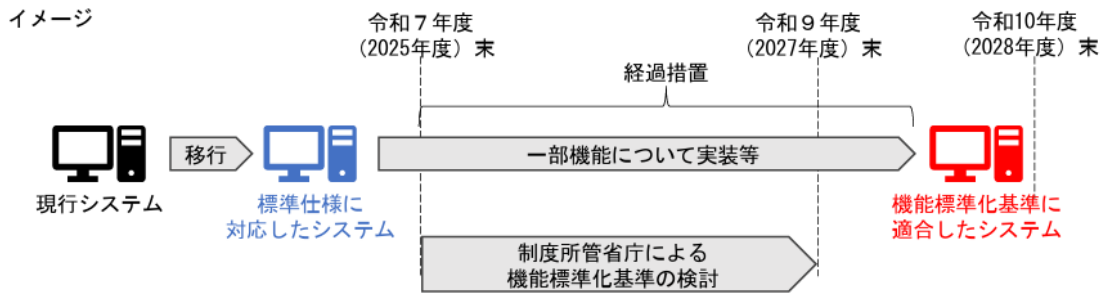
①　データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

②　標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第６条第１項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和９年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）

具体的な検討方針（案）については、次頁以降のとおりです。



【出典】 デジタル庁ホームページ 「標準準拠システム移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）について」

3. 検討論点2の対応概要について(2/6)

○ 障害者福祉に関する一部機能経過措置の対象機能等は、**未実装機能209件、未実装帳票10件、残存機能33件、残存帳票126件**となっています。未実装機能及び未実装帳票は、実装必須とされている機能及び帳票のうち、実装するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものであり、残存機能及び残存帳票は、ホワイトリスト方式により実装が認められないものを含む実装不可機能のうち、削除するまで最長3年間(令和10年度末まで)の経過措置が認められたものです。これらの対象機能等について、標準化基準上の取扱いに係る検討に資するよう、事務局において以下のとおり分類化し、対応方針(案)を示しています。

※ 具体的な対象機能等は「資料5 一部機能経過措置の対象機能等一覧」のとおりです。

分類		対応方針(案)
分類1	事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの	原則、最長3年間の経過措置で実装又は削除することとする
分類2	要件上の疑義によるもの	原則、要件上の疑義を明確化する(必要に応じて機能等の見直しや補記を行う)
分類3	その他	個別具体に対応方針(案)を示す

対象機能等		分類		対応方針(案)の概要	
				標準仕様書の見直し【あり】	標準仕様書の見直し【なし】
未実装機能	209件	分類1	184件	該当なし	最長3年間の経過措置で実装(184件)
		分類2	18件	標準仕様書の見直し(4件)	最長3年間の経過措置で実装(9件)。実装済と整理(5件)。
		分類3	7件	該当なし	当機能は標準オプション機能(1件)。最長3年間の経過措置で実装(6件)。
未実装帳票	10件	分類1	10件	該当なし	最長3年間の経過措置で実装(10件)
		分類2	0件	該当なし	該当なし
		分類3	0件	該当なし	該当なし
残存機能	33件	分類1	10件	該当なし	最長3年間の経過措置で削除(10件)
		分類2	2件	該当なし	最長3年間の経過措置で削除(2件)
		分類3	21件	該当なし	最長3年間の経過措置で削除(15件)。残存機能ではなく削除不要と整理(6件)。
残存帳票	126件	分類1	61件	該当なし	最長3年間の経過措置で削除(61件)
		分類2	0件	該当なし	該当なし
		分類3	65件	該当なし	最長3年間の経過措置で削除(56件)。残存機能ではなく削除不要と整理(9件)。

3. 検討論点2の対応概要について(3/6)

○ 標準仕様書の見直しを検討する対象機能等は、要件上の疑義に対する対応として、以下のとおり「資料5 一部機能経過措置の対象機能等一覧」のNo.38、39、46、84の4件としています。No.38、39は、業務名が異なるため2明細に分かれていますが、未実装機能の内容は同一であるため、標準仕様書の見直しはNo.38・39、46、84の3件としています。

経過措置対応（未実装機能）　209 件

【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
【分類2】要件上の疑義によるもの
【分類3】その他

資料5

No.	事業者申請基本情報			未実装機能								事務局整理	
	業務名	自治体区分	自治体との協議状況等	機能ID	機能要件	当該機能の開発・実装が時間的に困難な理由	自治体の事務運用への影響の有無	データ項目	データ要件に対する具体的な影響	連携I/F	連携要件に対する具体的な影響	分類	対応方針（案）
38	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市	現時点では自治体との協議は行っていない。制度所管省庁の確認後、順次自治体と協議する予定。	0220122	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、店舗番号に一括置換できること。 【補足事項】 金融機関マスタのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報を更新する要件である	一括置換機能自体はさほど難しいものではなく実装に時間が掛かるというものではない。当該要件を経過措置として申請する理由は要件の曖昧さにある。既に確定済みの支払い実績のあるデータについても機械的に振り替えて良いのか、それとも確定済みのデータを除いて将来的に支払われるデータについて振り替えるべきなのか、未確定の支払データを処理している最中に統廃合が起こった場合にどのように振り替えるか、等、考慮するべき点が多数残っている。 一括置換できる範囲や条件をきちんと設計するべき要件であること、支払に関する機微なデータの更新は細心の注意を要することの理由から、明確化されるまで未実装機能として分類している。	年間を通して、金融機関の統廃合はごく限定的である点と、個別に受給者の口座情報を更新する方法で代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。	なし	なし	なし	なし	分類2	【標準仕様書第6.1版案で検討】 資格情報として管理する金融機関コード、店舗番号の一括置換を想定した機能ですが、支払済の支給情報まで一括置換するかについては要件の考え方・理由欄に「差し支えない」旨を追記することを検討します。
39	022-1_障害者福祉_障害者総合支援システム	一般市	現時点では自治体との協議は行っていない。制度所管省庁の確認後、順次自治体と協議する予定。	0220122	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、店舗番号に一括置換できること。 【補足事項】 金融機関マスタのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報を更新する要件である	一括置換機能自体はさほど難しいものではなく実装に時間が掛かるというものではない。当該要件を経過措置として申請する理由は要件の曖昧さにある。既に確定済みの支払い実績のあるデータについても機械的に振り替えて良いのか、それとも確定済みのデータを除いて将来的に支払われるデータについて振り替えるべきなのか、未確定の支払データを処理している最中に統廃合が起こった場合にどのように振り替えるか、等、考慮するべき点が多数残っている。 一括置換できる範囲や条件をきちんと設計するべき要件であること、支払に関する機微なデータの更新は細心の注意を要することの理由から、明確化されるまで未実装機能として分類している。	年間を通して、金融機関の統廃合はごく限定的である点と、個別に受給者の口座情報を更新する方法で代替可能であることから、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。	なし	なし	なし	なし	分類2	【標準仕様書第6.1版案で検討】 資格情報として管理する金融機関コード、店舗番号の一括置換を想定した機能ですが、支払済の支給情報まで一括置換するかについては要件の考え方・理由欄に「差し支えない」旨を追記することを検討します。
46	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市、指定都市	現時点では自治体との協議は行っていない。制度所管省庁の確認後、順次自治体と協議する予定。	0220127	帳票の出力履歴を管理できること。 - 発行時刻	運用上管理不要項目と想定されることから、項目追加対応は行わない方針としている。	特になし。	なし	なし	なし	なし	分類2	【標準仕様書第6.1版案で検討】 第2.0版の策定過程においてデータ要件の規定に合わせて管理項目を定めていますが、管理項目「発行時刻」について、運用上の必要性を踏まえて実装必須機能から標準オプション機能に機能を分割することを検討します。
84	022-0_障害者福祉_障害者福祉システム	一般市	現時点では自治体との協議は行っていない。制度所管省庁の確認後、順次自治体と協議する予定。	0220268	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※1　障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※2　任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の"基準日時点の手帳所持者"も含まれること ※3　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること ※4　最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※2の条件指定の場合は、該当履歴とすること	当該機能IDにおいて「※3　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」という要件があるが、当社システムでは、機能ID：0220299「医療機関、診療科目、医師をマスタで管理（登録・修正・削除・照会）できること。」のオプション要件を実装しない方針であるため、当該要件を満たせない。他の※1、※2、※4については実装済み	現行システムにおいても医療機関、診療科目、医師マスタについては管理していないため、移行後の実装となっても自治体の事務運用に直ちに支障をきたすものではない。	なし	なし	なし	なし	分類2	【標準仕様書第6.1版案で検討】 機能ID：0220299（医療機関、診療科目、医師をマスタの管理）は標準オプション機能であるため、機能ID：0220268の※3 についてはオプションとして機能を分けることを検討します。

業務名について、No.38は障害者福祉システム、No.39は障害者総合支援システムで異なります。

未実装機能については、No.38、39は同一です。

No.38、39については、対応方針（案）は同一です。

3. 検討論点2の対応概要について(4/6)

○ 「資料5 一部機能経過措置の対象機能等一覧」のNo.38、39、46、84については、以下のとおり機能・帳票要件を見直しています。

No	対応内容				適合基準日
1	01.障害者福祉共通	No.38・39の対応	機能ID:0220122に補記を追加	要件の考え方・理由に補記を追加	令和8年4月1日
2	01.障害者福祉共通	No46の対応	機能ID:0220127から0221436、0221437に分割	機能ID:0220127は削除	~~令和8年4月1日~~
3	01.障害者福祉共通	No46の対応	機能ID:0220127から0221436、0221437に分割	機能ID:0221436は機能ID:0220127から【管理項目】発行時刻を除いて分割	令和8年4月1日
4	01.障害者福祉共通	No46の対応	機能ID:0220127から0221436、0221437に分割	機能ID:0221437は機能ID:0220127から【管理項目】発行時刻のみの標準オプション機能に分割	―
5	02.身体障害者手帳	No84の対応	機能ID:0220268から0221438、0221439に分割	機能ID:0220268は削除	~~令和8年4月1日~~
6	02.身体障害者手帳	No84の対応	機能ID:0220268から0221438、0221439に分割	機能ID:0221438は機能ID:0220268から「※3　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」を除いて分割	令和8年4月1日
7	02.身体障害者手帳	No84の対応	機能ID:0220268から0221438、0221439に分割	機能ID:0221439は機能ID:0220268から「※3　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」のみの標準オプション機能に分割	―

No. 3、6の分割された実装必須機能の適合基準日は、元の機能の一部内容を分割した機能であるため、適合基準日は変更していません。

3. 検討論点2の対応概要について(5/6)

○ 「資料5 一部機能経過措置の対象機能等一覧」のNo.38、39については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。 【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.16.	補記	0220122	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、統合後の金融機関コード、店舗番号に一括置換できること。 【補足事項】 金融機関マスタのデータ置換ではなく、各事業で管理している口座情報を更新する要件である	◎	◎	○	×	◎	一括置換する口座情報は資格情報を想定したものであるが、支払済の支給情報も置換することは差し支えない。	【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.38,39の対応として、補記を追加	令和8年4月1日

機能ID：0220122は支払処理するための資格情報における口座情報を一括置換することを想定したものですが、支払済の支給情報も一括置換する機能で実装済のベンダも考えられることから、要件の考え方・理由欄に「一括置換する口座情報は資格情報を想定したものであるが、支払済の支給情報も置換することは差し支えない。」とする内容を追加しています。

○ 「資料5 一部機能経過措置の対象機能等一覧」のNo. 46については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。 【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
~~1.障害者福祉共通~~	~~1.3.データ管理機能~~	~~1.3.18.~~	分割	~~0220127~~	~~帳票の出力履歴を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 発行履歴番号 帳票コード 発行日 発行時刻 文書番号 帳票作成者 ※ 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする~~	~~◎~~	~~◎~~	~~◎~~	~~×~~	~~◎~~	データ要件では、宛名番号、事業番号、発行履歴番号が主キーとなるため、再発行がある場合は発行履歴番号により履歴管理すること 【第6.1版】管理項目「発行時刻」について、運用上の必要性を踏まえて実装必須機能から標準オプション機能とすることから分割する。	【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.46の対応として、機能ID：0221436、0221437に分割	~~令和8年4月1日~~
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.18.	分割	0221436	帳票の出力履歴を管理できること。 【管理項目】 宛名番号 事業番号 発行履歴番号 帳票コード 発行日 文書番号 帳票作成者 ※ 帳票の再出力を行うための管理となるため、住民へお渡しする帳票（通知書の他に申請書類や受給者証等）を対象とする	◎	◎	◎	×	◎	データ要件では、宛名番号、事業番号、発行履歴番号が主キーとなるため、再発行がある場合は発行履歴番号により履歴管理すること 【第6.1版】管理項目「発行時刻」について、運用上の必要性を踏まえて実装必須機能から標準オプション機能とすることから削除している。	【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.46の対応として、機能ID：0220127から分割	令和8年4月1日
1.障害者福祉共通	1.3.データ管理機能	1.3.18.	分割	0221437	機能ID：0221436 に以下も加えること。 【管理項目】 発行時刻	○	○	○	×	○	【第6.1版】管理項目「発行時刻」について、運用上の必要性を踏まえて実装必須機能から標準オプション機能とすることから分割している。	【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.46の対応として、機能ID：0220127から分割	－

分割前である機能ID：0220127を削除しています。

機能ID：0220127から【管理項目】発行時刻を除いて分割しています。

機能ID：0220127から【管理項目】発行時刻のみの標準オプション機能に分割しています。

3. 検討論点2の対応概要について(6/6)

○「資料5一部機能経過措置の対象機能等一覧」のNo.84については、以下のとおり見直しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.4.	分割	0220268	~~指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※１　障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※２　任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること ※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること ※４　最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※２の条件指定の場合は、該当履歴とすること~	◎	【第6.1版】「※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」について、機能ID：0220299（医療機関、診療科目、医師をマスタで管理（登録・修正・削除・照会）できること。）は標準オプション機能であることから分割する。	~~「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※１に含まれるため削除。~~ 【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.84の対応として、機能ID：0221438、0221439に分割	~~令和8年4月1日~~
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.4.	分割	0221438	指定条件で抽出し、一覧を確認、加工できること（ＥＵＣができること）。 ※１　障害者福祉共通に記載のＥＵＣ機能を満たすこと ※２　任意に指定できる管理項目の抽出条件に手帳要件特有の”基準日時点の手帳所持者”も含まれること ※３　最新履歴、全履歴、受給中履歴等の表示する履歴は任意に指定できること。ただし、※２の条件指定の場合は、該当履歴とすること	◎	【第6.1版】検討会での議論の結果、機能ID：0220268に規定する「※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」については標準オプション機能である機能ID：0220299に紐づくことから削除している。	「表示項目は申請・台帳管理項目全てを対象とし、任意に指定できること」は、※１に含まれるため削除。 【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.84の対応として、機能ID：0220268から分割	令和8年4月1日
2.身体障害者手帳	2.4.一覧管理機能	2.4.4.	分割	0221439	機能ID：0221438 に以下も加えること。 ※４　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること	○	【第6.1版】検討会での議論の結果、機能ID：0220268に規定する「※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」については標準オプション機能である機能ID：0220299に紐づくことから標準オプション機能として分割している。	【第6.1版】「一部機能経過措置の対象機能等一覧」No.84の対応として、機能ID：0220268から分割	－

分割前である機能ID：0220268を削除しています。

機能ID：0220268から「※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」を除いて分割しています。

機能ID：0220268から「※３　医療機関、診療科目、医師マスタの情報も表示できること」のみの標準オプション機能に分割しています。

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた修正・訂正(1/5)

No	ご意見の内容	修正内容
1	【検討課題一覧　No.11 】 「07.障害福祉サービス等(給付管理)」の機能ID:0220780、0220781 標準オプション機能になっていますが、実装必須機能に修正してください。 本市では、高額償還事務手続につきまして、独自エクセル様式をもちいて、各法の各システムから情報収集し手作業で打ち込みを行い計算を行っています。内容確認と対応を含めると一連の作業に1件当たり相当の時間を要しており、申請者様(市民)には最長約1年ほどお待ち頂く状況が発生する場合があります。一刻も早く償還手続を完了するために、どうか計算機能についても実装必須にしてください。	機能ID:0220780、0220781について指定都市要件として標準オプション機能から実装必須機能とすることについて、20指定都市に照会し、18指定都市から回答があり、結果は以下のとおりでした。 ・機能ID:0220780 賛同する:15、賛同しない:0、指定都市全体の意向に委ねる:3 ・機能ID:0220781 賛同する:12、賛同しない:0、指定都市全体の意向に委ねる:6 賛同する自治体が過半数を超えることから、指定都市要件として実装必須機能とする機能を追加しています。 〇変更箇所 機能・帳票要件(指定都市)　07.障害福祉サービス等(給付管理) 機能ID:0228099、0228100　を追加

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、〇：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
						障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム			
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	－	新規追加	0228099	機能ID：0220780 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	【第8.1版】にて、指定都市要件として追加	令和11年4月1日
7.障害福祉サービス等（給付管理）	7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能	－	新規追加	0228100	機能ID：0220781 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	×	人口規模や大量処理のために必要な機能	【第8.1版】にて、指定都市要件として追加	令和11年4月1日

「機能ID：0220780、0220781のそれぞれに対して実装必須機能とする機能を追加しています。

適合基準日は、ベンダの実装期間確保を踏まえて、令和11年４月１日としています。

4. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた修正・訂正(2/5)

No	ご意見の内容	修正内容
2	【検討課題一覧　No.16 】 特別児童扶養手当受給証明書は、受給者が他のサービスを受けるに当たり、公的な証明として住民からの発行申請が定期的に発生しています。システムから出力できない場合、手作業による作成が必要となり、年間で数100件を手作業で発行することは、証明内容の誤記リスクも考えられ、また迅速には対応できず、業務効率の低下、ひいては、住民サービスの低下となり、標準化において事務の効率化と相反するものになると考えます。 受給証明書については必要性が高い帳票であるため、オプションではなく必須としていただきたいです。 (特別児童扶養手当受給証明申請書についても同様に要望するとのことです。)	機能ID:0221319(特別児童扶養手当受給証明書の出力)、0221320(特別児童扶養手当受給証明申請書の出力)について指定都市要件として標準オプション機能から実装必須機能とすることについて、20指定都市に照会し、18指定都市から回答があり、結果は以下のとおりでした。 ・機能ID:0221319の実装必須化 賛同する:11、賛同しない:0、指定都市全体の意向に委ねる:7 ・機能ID:0221320の実装必須化 賛同する:9、賛同しない:1、指定都市全体の意向に委ねる:8 機能ID:0221319の実装必須化については、賛同する自治体が過半数を超えることから、指定都市要件として実装必須機能とする機能を追加しています。 機能ID:0221320の実装必須化については、賛同が9自治体であるものの、賛同しないが1自治体、指定都市全体の意向に委ねるが8自治体であることから、指定都市要件として実装必須機能とする機能を追加しています。 〇変更箇所 機能・帳票要件(指定都市)　12.特別児童扶養手当 機能ID:0228101、0228102　を追加

機能・帳票要件（指定都市）

【実装区分】◎：実装必須機能、〇：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	実装区分 特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能	－	新規追加	0228101	機能ID：0221319 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	【第6.1版】にて、指定都市要件として追加	令和11年4月1日
12.特別児童扶養手当	12.6.帳票出力機能	－	新規追加	0228102	機能ID：0221320 の標準オプション機能を実装必須機能とすること。	◎	◎	人口規模や大量処理のために必要な機能	【第6.1版】にて、指定都市要件として追加	令和11年4月1日

「機能ID：0221319、0221320のそれぞれに対して実装必須機能とする機能を追加しています。

適合基準日は、ベンダの実装期間確保を踏まえて、令和11年４月１日としています。

5. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた修正・訂正（3/5）

No	ご意見の内容	修正内容
3	【検討課題一覧　No.15 】 訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定に関する機能について 市町村は障害者自立支援給付費国庫負担金の交付申請・実績報告を行うに当たり、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号）の規定に基づき、訪問系サービスに係る国庫負担基準単位を算定しているところです。 これについて「障害者福祉システム標準仕様書【第5.1版】（別紙2）機能・帳票要件」には「訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定」に関する機能要件は規定されていないため、当該算定を行う場合「厚生労働省の参考様式及び国保連合会提供のCSVファイルを活用する」方法や「EUC機能による抽出・加工で国庫負担基準単位を算定する」方法が想定されているものと推察します。 しかしながら、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年６月５日障障発0605第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（４）における統計情報作成処理月はサービス提供年月・受付年月いずれでも良いとされているところ、サービス提供年月基準で取り扱っている自治体より「標準準拠システムでは訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定に関する機能が実装されない上に、国保連合会提供のCSVは受付年月基準であるため、サービス提供年月基準の算定作業に苦慮している」旨の問合せをいただいているところです。 EUC機能で告示に則った抽出・加工を行うのも容易ではないため、以下のような「訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定」に関する標準オプション機能を機能要件に設ければ当該算定に係る自治体の作業負担の軽減に資すると考えますがいかがでしょうか？ ＜機能要件＞ 訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定に必要な集計数値を出せること。 ※1　居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式（国庫負担基準単位内訳）の集計数値を出せること ※2　統計情報作成処理月はサービス提供年月・受付年月いずれにも対応できること	「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（障障発0605第1号 平成27年6月5日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2（4）において、介護給付費等の集計する月と平仄を揃えることとし、統計情報作成処理月はサービス提供年月、請求の受付年月どちらでも差し支えないとされています。また、2（2）において「国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでない」とされていることから、当該機能を標準オプション機能として追加しています。 〇変更箇所 機能・帳票要件（06.障害福祉サービス等（受給者管理）） 機能ID：0221440

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	実装区分 障害者総合支援システム	実装区分 審査会システム	要件の考え方・理由	備考（改定内容等）	適合基準日
6.障害福祉サービス等（受給者管理）	6.6.統計管理機能		新規追加	0221440	訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定に必要な集計数値を出せること。 ※１　居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式（国庫負担基準単位内訳）の集計数値を出せること ※２　統計情報作成処理月はサービス提供年月・請求受付年月いずれにも対応できること	○	○	×		【第6.1版】標準化検討会における検討により追加	ー

訪問系サービスに係る国庫負担基準単位の算定に必要な集計数値を出せる機能を標準オプション機能として追加しています。

5. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた修正・訂正（4/5）

No	ご意見の内容	補記内容
4	【検討課題一覧　No.21 】 ＜対象資料＞ 障害者福祉標準仕様書　（別紙2）機能・帳票要件_12.特別児童扶養手当.xlsx　機能ID:0221172 ＜ご質問＞ ID:5434のご回答ありがとうございます。 扶養義務者の自動設定で使用する項目について、現在は「総所得額」と記載されておりますが、特別児童扶養手当の制度上の「所得額」は、あくまで「控除後の所得額」となりますため、要件の考え方・理由欄に「総所得額ではなく所得判定と同様の所得額を用いることは差し支えない」旨の追加をご検討いただけますでしょうか。 （ご参考）ID：5434（レコード番号：13070） ＜質問＞ 機能ID:0221172について、「世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できること。」とありますが、特別児童扶養手当の制度上の「所得額」は、あくまで「控除後の所得額」であり、このことは厚生労働省の特別児童扶養手当に関するホームページにも「所得額は、地方税法の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額」といった旨が記載されております。 いわゆる税法上の「総所得額」は、特別児童扶養手当の事務運用上では一般的に扱わない額でもありますため、「控除後の所得額」により最高所得者を判断することが、制度上理にかなっていると思われますが、いかがでしょうか。 ＜回答＞ お問い合わせの記載されている「厚生労働省の特別児童扶養手当に関するホームページ」のくだりに関する部分については所得制限に係る所得額に関することとなっており、機能ID:0221172については住民税システムから連携される総所得額を直接利用して扶養義務者を特定する際の職員の事務負担を軽減するための機能となっており、異なる場合は手動で扶養義務者を変更することを可能としています。 その上で、お問い合わせのとおり、所得判定と同様の所得額を用いて扶養義務者を特定することが望ましいと考えるところ、実装の負担が大きくなることや機能ID:0221172は障害者福祉システム標準仕様書第1.0版（令和3年8月）に機能ID：12.1.15.として規定しており、実装が進んでいることが考えられます。 以上を踏まえ、機能要件の見直しは行わないこととしますが、要件の考え方・理由欄に「総所得額ではなく所得判定と同様の所得額を用いることは差し支えない」旨の追加を検討することは考えられますので、当該検討を希望される場合は改めてPMOツールに登録願います。	ID：5434（レコード番号：13107）に対するこの度のお問い合わせを踏まえ、機能ID：0221172（世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できる機能）の要件の考え方・理由欄に「自動判定で用いる所得額は、総所得額ではなく所得判定と同様の控除後の所得額を用いることは差し支えない。」旨を補記しています。 〇変更箇所 機能・帳票要件 ・12.特別児童扶養手当　機能ID：0221172 要件の考え方・理由欄

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。　【実装区分】◎：実装必須機能、〇：標準オプション機能、×：実

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分 障害者福祉システム	実装区分 特別児童扶養手当システム	要件の考え方・理由
12.特別児童扶養手当	12.1.台帳管理機能	12.1.16.	補記	0221172	世帯内最高所得者を総所得額にて自動判定し、扶養義務者に自動設定できること。 ※　扶養義務者の手入力は実装必須である	〇	〇	・自治体の運用により必要有無分かれるため、標準オプションとしている。 ・自動判定で用いる所得額は、総所得額ではなく所得判定と同様の控除後の所得額を用いることは差し支えない。

要件の考え方・理由欄に「自動判定で用いる所得額は、総所得額ではなく所得判定と同様の控除後の所得額を用いることは差し支えない。」旨を補記しています。

5. 標準化PMOツールからのご意見を踏まえた修正・訂正（5/5）

No	ご意見の内容	訂正内容
5	【検討課題一覧　No.19 】 機能標準化基準の策定後、標準化基準省令と識別ができない「省令」の表記がされている機能・帳票要件について、混乱等が生じることがないように、機能・帳票要件の一部表記の修正を行う。	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令等の制定について（通知）」（障発0807第1号 こ支障第226号 令和8年8月7日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 こども家庭庁支援局長通知）が施行されたことに伴い、標準化基準省令と識別ができない「省令」の表記について機能・帳票要件の表記を訂正しています。なお、機能の意味合いに変更はありません。 また、機能ID：0220291における「身体障害者手帳交付申請書」の「※省令第2条　別表第2号」の表記について、「身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和5年9月29日施行）により別表第2号が削除されたことから、帳票レイアウトの文書番号も訂正しています。 〇変更箇所 機能・帳票要件 ・02.身体障害者手帳　機能ID：0220227、0220241、0220291 ・05.国制度手当　機能ID：0220444、0220445、0220529、0220530、0220548、0220549 ・06.障害福祉サービス等（受給者管理）　機能ID：0220622 ・12.特別児童扶養手当　機能ID：0221310、0221311、0221312、0221313、0221314、0221315、0221316、0221318、0221319、0221320、0228095 帳票レイアウト（02.身体障害者手帳） ・帳票ID：0220018 15.身体障害者手帳交付申請書

（訂正の例　05.国制度手当　機能ID：0220529）

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分
5.国制度手当	5.5.帳票出力機能	5.5.17.	訂正	0220529	■帳票詳細要件16■ 別表第三「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」（省令第五条第八十号関係）を出力できること。 ※1「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」省令第2条　様式第3号 ※2　一括出力できること	◎

「省令」から「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」に訂正しています。

（訂正の例　02.身体障害者手帳　機能ID：0220291、帳票ID：0220018）

機能・帳票要件　※ 小項目には機能ID（旧）のIDを設定している。

大項目	中項目	小項目	改定種別（直前の版から改定した項目の種別）	機能ID	機能要件	実装区分
2.身体障害者手帳	2.7.帳票出力機能	2.7.15.	訂正	0220291	■帳票詳細要件15■ 別表第三「身体障害者手帳交付申請書」（省令第五条第十八号関係）を出力できること。 ※省令第2条　別表第2号	○

「※省令第２条　別表第２号」を削除しています。

様式番号

「様式第２」から「様式番号」に訂正しています。

身体障害者手帳交付申請書

年　月　日

（申請者）

住所　〒

氏名

縦4cm×横3cm 脱帽・上半身 申請前に撮影したもの 貼付しないで提出してください

自由記載１